

衆議院内閣委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 3 月 19 日（金）、第 11 回の委員会が開かれました。

- 1 ①デジタル社会形成基本法案（内閣提出第 26 号）
 - ②デジタル庁設置法案（内閣提出第 27 号）
 - ③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第 28 号）
 - ④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（内閣提出第 29 号）
 - ⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（内閣提出第 30 号）
- ・平井国務大臣、熊田総務副大臣、山本厚生労働副大臣、吉川復興大臣政務官、船橋財務大臣政務官、鰐淵文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
 - ・総務委員会と連合審査会を開会することに協議決定しました。
- （質疑者）牧島かれん君（自民）、濱村進君（公明）、玄葉光一郎君（立民）、後藤祐一君（立民）、吉田統彦君（立民）、森田俊和君（立民）、塩川鉄也君（共産）、足立康史君（維新）、高井崇志君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

牧島かれん君（自民）

- （1） 福島ロボットテストフィールドの展望
- （2） S I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク）の地方自治体への周知及び防災訓練等における活用の状況
- （3） マイナンバーを活用した避難所の運営及び防災訓練の好事例
- （4） 救助事務費に係る統一的な様式及びシステムの完成時期の見通し
- （5） 医療分野におけるデジタル化の方向性
- （6） 教育分野におけるデジタル化の方向性
- （7） 引っ越しワンストップサービスの進捗並びに死亡手続及び相続手続の今後の方向性
- （8） 住民サービスの効率化及び高度化に向けて地方自治体が取り組むべき課題
- （9） アジャイル開発に関するガイドラインを定める必要性、ベンチャー企業への発注の機会を増やす必要性及びデジタル庁が設置された際のセキュリティーの強化や事故の把握の体制
- （10） デジタル庁に求められる人材及び人材育成の方向性
- （11） デジタル化の推進におけるアクセシビリティの考え方

濱村進君（公明）

- （1） クラウドサービスプロバイダが「政府情報システムのためのセキュリティー評価制度」（I S M A P）の登録を受けるためにサーバを国内に設置する必要性
- （2） デジタル社会形成基本法案において規定されているサイバーセキュリティーはアナログ情報を含まない限定された領域であることの確認
- （3） 地方自治体における情報セキュリティーの確保に対する内閣サイバーセキュリティーセンターの関与
- （4） 「自治体情報セキュリティー対策の見直しについて」の取りまとめ後の扱い
- （5） デジタル産業及び地域ベンダーの育成についての平井国務大臣の所見

玄葉光一郎君（立民）

- (1) 住基ネット導入時の議論に対する平井国務大臣の評価
- (2) 住基ネット導入時の議論はデジタル化を遅らせることになったのか、あるいは、必要なプロセスだったのかについての平井国務大臣の見解
- (3) 現行の政府C I O制度における課題
- (4) デジタル庁
 - ア デジタル庁が機能を発揮するか否かは属人的な要因が大きいとの考えに対する平井国務大臣の見解
 - イ デジタル庁における民間人材の活用と情報管理の在り方
- (5) SNS上における言論空間の構築
 - ア トランプ前米国大統領のツイッターのアカウントをツイッター社が凍結したことに対する平井国務大臣の評価
 - イ SNS上における民主主義や言論空間の構築へのデジタル庁の関わり方
 - ウ デジタル社会の全体像の中で、デジタル庁がSNS上における言論空間の全体の枠組みづくりに関わる必要性
- (6) デジタル化による活力ある地域社会の実現
 - ア 福島県会津若松市のICTの活用事例に対する平井国務大臣の評価
 - イ デジタル庁の機能を積極的に地方に出していくことを検討する必要性
 - ウ マイナンバーカードの普及や事前同意に基づく地方自治体からの情報発信への登録が進まないことによるデジタルデバイドの改善に向けた取組

後藤祐一君（立民）

- (1) LINE株式会社の個人情報管理不備問題
 - ア 中国からの4人による32件のアクセスの事実関係及び個人情報が含まれるのかの確認
 - イ この他にアクセスがある可能性
 - ウ LINE株式会社、LINEプラスコーポレーション、LINEデジタルテクノロジーの資本関係
 - エ 中国の国家情報機関が日本の個人情報を求める可能性
 - オ トークなどのデータが中国政府あるいは中国共産党に伝わっている可能性
 - カ 今般の情報管理についての個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第24条に基づく本人同意の有無
 - キ LINE株式会社が個人情報保護法第22条に基づく監督責任を果たしたかの確認
 - ク 個人情報保護委員会に通報があった日付
 - ケ 個人情報保護委員会が委託契約書の提出を指示した日付及び提供を受けた日付
 - コ 個人情報保護委員会の対応についての平井国務大臣の見解
 - サ 委託契約書の改ざんの可能性
 - シ 平井国務大臣が今般の事案を認知した日付
 - ス 個人情報保護委員会から平井国務大臣に連絡がなかったことの確認
 - セ 類似事業者を調査する必要性
- (2) デジタル改革関連法案
 - ア 確定申告のUI（ユーザーインターフェース）・UX（ユーザーエクスペリエンス）についての熊田総務副大臣・船橋財務大臣政務官・平井国務大臣の見解
 - イ J-LIS（地方公共団体情報システム機構）からの基本4情報の提供のうち性別を除く必要性
 - ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正案第18条第3項に基づいて定める政令において性別について対象外とする可能性
 - エ 預金保険機構を通じた口座の確認により預金保険機構に口座情報が集まる可能性

- オ 預金保険機構に集めた口座情報の廃棄の義務付け又は預金保険機構を経由せずに請求者に情報を知らせる必要性
- カ 個人情報保護法の統合により行政機関における個人情報の範囲が狭くなることについての平井国務大臣の見解
- キ 個人情報保護法の改正案第 69 条の目的外利用の要件を厳格にする必要性
- ク 統計作成、学術研究目的を含めた目的外利用禁止を条例で定めることの可否

吉田統彦君（立民）

- (1) デジタルを用いないことを理由として取り残されたり不利益を被らないための配慮
- (2) 平井国務大臣が行ったマイナンバーを持っていない国民はいない旨のツイートと政府の認識との整合性
- (3) 危機管理の点から、重要なデータやファイルをアナログ形式で保存する必要性
- (4) 電子カルテ
 - ア 電子カルテと紙のカルテを併存させていく必要性
 - イ 医療情報化支援基金による電子カルテの導入の状況
 - ウ 電子カルテのデータ交換に係る厚生労働省の標準規格に国産のシステムを使用する必要性
- (5) デジタル化する中で、国民の変化に対して時代遅れにならずに対応していく必要性
- (6) マイナポータル SNS アカウントは、利用者のニーズに合わないものとなっているとの指摘に対する平井国務大臣の見解
- (7) 自動回答の SNS を幅広く導入することがデジタル化の一つの鍵となるとの考えに対する平井国務大臣の見解
- (8) 文部科学省が配付している G I G A スクール端末が SNS をダウンロードできない仕様にしてあることに対する政府の見解
- (9) 教育委員会等において判断されている児童生徒の SNS の利用について、政府がある程度まで決めていく必要性

森田俊和君（立民）

- (1) 個人情報保護関係
 - ア 地方公共団体が個人情報保護条例を制定することの想定の有無
 - イ 地方公共団体が上乘せ又は横出し条例を制定するときはあらかじめ国と協議する義務の有無
 - ウ 地方公共団体が独自の条例を制定することができることの確認
 - エ 個人情報保護委員会が他の行政機関に対して立入検査や命令を行うことができない理由
 - オ 重大なミスやトラブルが行政機関で発生したときの対応策
- (2) デジタル化によって変化する具体例
- (3) HER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）の改善提案に対する平井国務大臣の見解及び改善策
- (4) デジタル社会において行政機関が講ずべき支援策
- (5) 個人情報や法人情報を行政機関の間で共有することの是非
- (6) デジタル化を進めるに当たっての公文書の改ざんや破棄の防止策
- (7) 公文書の取扱いに関する平井国務大臣の見解

塩川鉄也君（共産）

- (1) ガバメントクラウド

- ア 仕様及びデータの所在地
- イ 利用する職員のアクセス権限の範囲
- ウ デジタル庁の職員が他省庁及び地方自治体のデータにアクセスできるかの確認
- エ データを所管する省庁がアクセス権限等を設定するという法的担保の有無
- (2) マイナポータル
 - ア 本人同意無しに行政機関の保有する個人情報が外部に提供される可能性
 - イ 行政機関、事業者がマイナポータルを通じてアクセスできるデータの範囲
 - ウ マイナポータルが提供できるサービスの範囲について定めている規定の有無
 - エ 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の規制の対象となることの確認
- (3) LINE株式会社の個人情報管理不備問題
 - ア 本事案への政府の対応方針
 - イ 利用規約について一括して本人の同意を得るとする方法の適正性
 - ウ 一括して本人の同意を得ることが不正常的事態を招いている可能性
 - エ 本人同意の在り方を見直す必要性
 - オ 企業の重層下請構造により個人情報の漏えいの可能性が高まっていることの確認
 - カ 国の情報システムにおいても個人情報の管理が困難となっていることの確認
 - キ 重層下請構造を生じさせる現在の情報システムの在り方について方向性を示す必要性
 - ク 個人情報保護法の累次の改正によりデータの利活用が推進されているとの考えに対する政府の見解
 - ケ 個人情報保護法がデータの利活用を推進してきたことが個人情報の流出の危険を高めている可能性
- (4) 生産性向上特別措置法に基づく革新的データ産業活用計画の認定における個人情報保護委員会による個人情報利用の審査が適切に行われているかの確認

足立康史君（維新）

LINE株式会社の個人情報管理不備問題

- ア LINE株式会社及びZホールディングス株式会社の資本関係
- イ LINE株式会社がM&Aを通じて日本企業となったことの確認
- ウ LINE以外のアプリ等において同様の問題が生じていないことの確認
- エ LINEの使用を停止することの経済面及び安全保障面での合理性を踏まえ、総務省によるLINEの使用停止について、平井国務大臣がより適切なメッセージを発信する必要性
- オ 現時点では、国民に対しLINEの使用を直ちに停止することが必要な状況ではないことの確認
- カ データガバナンスの強化に当たり、コーポレートガバナンスコードが重要な規律となっていることの確認
- キ LINEの使用停止について、より冷静に対応する必要性
- ク 本事案について、限られた情報の中で冷静に判断することの重要性

高井崇志君（国民）

- (1) 総務省幹部職員等に対する接待問題
 - ア 情報通信行政検証委員会の調査対象を歴代の総務大臣や政務三役まで広げる必要性
 - イ NTTドコモの完全子会社化について、総務省が把握した日付及びNTTドコモが発表した日付
- (2) マイナンバーと預貯金口座のひも付け
 - ア 預貯金口座情報についてアクセスログを保存し、預貯金者が確認できる仕組みを整備するなど、自己情報コントロール権を法律に明記する必要性

イ ひも付けについて議員立法を提出して義務化を規定することに対する平井国務大臣の見解

- (3) 今まで解消できないと答弁していたいわゆる個人情報保護法制2000個問題について、解消のための法律案が今回提出できた理由
- (4) 法律案をデジタル化に適うか否かの観点から審査する機能をデジタル庁に置く必要性
- (5) デジタル庁で募集する民間人材についてはコンサル系に偏らないようにする必要性